

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後												
20	電子的保健医療情報活用加算 脚注レセプト	全体その他欄に点数および回数、摘要欄に「初電」「再電」と記載。	全体その他欄に「初電7×1」「再電4×1で」などと記載。												
	電子的保健医療情報活用加算 脚注メモ	取得が困難な場合とは、個人番号カードの不携帯、破損、電子的証明が失効している場合などをいう。	取得が困難な場合とは、個人番号カードの不携帯、破損、電子的証明が失効している、電子資格確認を行ったが患者の診療情報が存在しなかった場合などをいう。(2022.9.30まで)												
26	F局の算定一覧 表中	<table border="1"> <tr> <td>エナメル質初期う蝕患者 <input checked="" type="checkbox"/></td> <td>130点</td> <td>Ce</td> </tr> <tr> <td colspan="3">歯管→特疾管の算定、15歳以下</td> </tr> </table>	エナメル質初期う蝕患者 <input checked="" type="checkbox"/>	130点	Ce	歯管→特疾管の算定、15歳以下			<table border="1"> <tr> <td>エナメル質初期う蝕患者 <input checked="" type="checkbox"/></td> <td>130点</td> <td>Ce</td> </tr> <tr> <td colspan="3">歯管の算定、口腔内カラー写真</td> </tr> </table>	エナメル質初期う蝕患者 <input checked="" type="checkbox"/>	130点	Ce	歯管の算定、口腔内カラー写真		
エナメル質初期う蝕患者 <input checked="" type="checkbox"/>	130点	Ce													
歯管→特疾管の算定、15歳以下															
エナメル質初期う蝕患者 <input checked="" type="checkbox"/>	130点	Ce													
歯管の算定、口腔内カラー写真															
27	C選療 本文	1. う蝕多発傾向でない15歳以下のう蝕患者(以下略)	1. う蝕多発傾向でない12歳以下のう蝕患者(以下略)												
52	歯科訪問診療料1 本文 歯科訪問診療料2 本文	2. 診療時間が20分未満の場合は(以下略)	2. 上記1の場合で、診療時間が20分未満の場合は(以下略)												
103	口腔内装置の早見表 注釈	※2月に1回算定できる。ただし、装着月は算定できない。他院作製の装置の場合も算定できる。	※2月に1回算定できる。ただし、装着月は算定できない。顎関節治療用装置は他院作製の装置の場合も算定できる。												
126	後出血処置 1行目	レセプト処置・手術その他欄に「後出血処置470×」と記載する。	レセプト処置・手術その他欄に「後出血処置530×」と記載する。												
141	口腔細菌定量検査 脚注レセプト	摘要欄に「口菌検」と記載する。	(所定欄記載のみに変更されたため削除)												
146	歯周病重症化予防治療 脚注レセプト	摘要欄に2回目以降は「P重防前回○年○月」と記載する。なお、初回は「初回(P重防)」と記載する。	摘要欄に前回のP重防またはSPTの算定年月を記載する。なお、初回(初診月を除く)は「初回(P重防)」と記載する。												
149	歯周病安定期治療 脚注レセプト	(追加記載)	摘要欄に前回のSPTまたはP重防の算定年月を記載する。なお、初回(初診月を除く)は「初回(SPT)」と記載する。												
211	間接支台装置	1個につき 409点	1個につき 111点												
全症例頁	レセプト様式 投薬・注射欄 注射の項 (一般・加算共通)	一般・加算共通 <table border="1"><tr><td>注</td><td>20×</td><td>32×</td></tr></table>	注	20×	32×	一般・加算共通 <table border="1"><tr><td>注</td><td>22×</td><td>34×</td></tr></table>	注	22×	34×						
注	20×	32×													
注	22×	34×													